

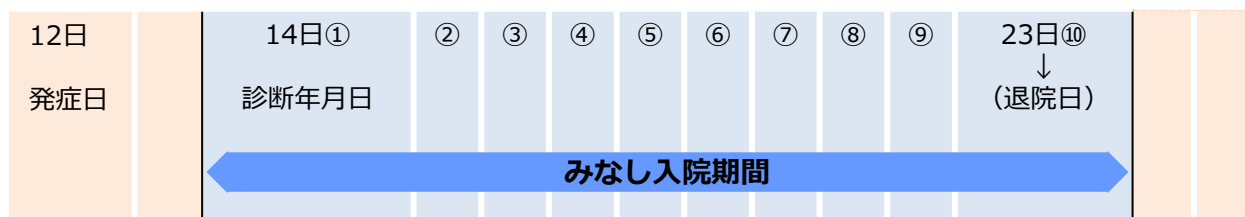
新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」のご請求

【 **2022年9月25日以前**に新型コロナウイルス感染症と診断されたお客さま 】

2022年9月26日以降に診断されたお客さまは裏面をご覧ください

- ◇ 新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養をされた場合、新型コロナウイルス感染症の**診断年月日**が**2022年9月25日以前の場合**は、原則、**診断年月日から10日間**、入院したものとみなして取り扱います。

【みなし入院10日間の場合】 下図の事例では、14日～23日を入院したものとみなして取り扱います



※入院給付金のお支払いにあたっては、新型コロナウイルス感染症の診断年月日を入院日として取り扱います。

※みなし入院期間中に入院となった場合は診断年月日から退院日まで入院したものと取り扱います。

ご準備いただく証明書類

☐ 「My HER-SYS」をご利用される場合

My HER-SYS療養証明 (画面)

※ 神奈川県・兵庫県、全数把握の見直しをした都道府県（宮城県・茨城県・鳥取県・佐賀県など）の方は「療養証明書」でも請求手続き可能です

☐ 「My HER-SYS」をご利用されない場合

以下の3項目がわかる書類をご準備ください

①被保険者氏名 ②診断病名「新型コロナウイルス感染症」 ③医師による診断年月日

※ お手元にある書類の組合せで、①～③を満たせば請求手続き可能です

【例】・医療機関発行の「診療明細書（新型コロナウイルス感染症の治療とわかるもの）」
・「PCR検査・抗原検査の陽性結果（市販の検査キットを除く）」
・「県・保健所等からの陽性診断確定メール」 など

《 お手元の書類で請求手続き可能かご不明な場合は、ご所属の団体保険窓口担当までお問い合わせください 》

- ▶ 療養期間が11日以上の場合は上記とあわせて、療養期間がわかる保健所等発行のお手元の書類をご提出ください。

【留意事項】

- ▶ 給付金の支払可否はご提出いただいた請求書や証明書類等により判断しますので、現段階でお支払いを確約するものではありません。また、みなし入院の取扱いは今後変更となる場合があります。

新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」のご請求

【 **2022年9月26日以降**に新型コロナウイルス感染症と診断されたお客さま 】

2022年9月25日以前に診断されたお客さまは表面をご覧ください

- ◇ 新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、保健所等の判断により宿泊療養・自宅療養をされた場合、新型コロナウイルス感染症の診断年月日が**2022年9月26日以降**の場合は、以下の「4類型」のいずれかに該当する方に限り、原則、診断年月日から7日間、入院したものとみなして取り扱います。

お支払いの対象となる「4類型」

- ◆ 65歳以上の方
- ◆ 入院を要する方
- ◆ 重症化リスクがあり、**新型コロナウイルス治療薬**の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方
- ◆ 妊婦の方

※入院給付金のお支払いにあたっては、新型コロナウイルス感染症の診断年月日を入院日として取り扱います。

※みなし入院期間中に入院となった場合は診断年月日から退院日まで入院したものと取り扱います。

〔新型コロナウイルス治療薬〕

名称	商品名
カシリビマブ・イムデビマブ	ロナプリーブ
ステロイド薬（デキサメタゾンなど）	デカドロンなど
ソトロビマブ	ゼビュディ
トシリズマブ	アクテムラ
ニルマトレルビル・リトナビル	バキロビッドバック
バリシチニブ	オルミエント
モルヌピラビル	ラゲブリオ
レムデシビル	ベクルリー

(2022年9月9日現在)

ご準備いただく証明書類

☐ 「My HER-SYS」をご利用される場合

My HER-SYS療養証明（画面）

☐ 「My HER-SYS」をご利用されない場合

※お手元の書類で請求手続き可能かご不明な場合は、ご所属の団体保険窓口担当までお問い合わせください

以下の3項目がわかる書類

- ①被保険者氏名
- ②診断病名「新型コロナウイルス感染症」
- ③医師による診断年月日

※ お手元にある書類の組合せで、①～③を満たせば請求手続き可能です

【例】・医療機関発行の「診療明細書（新型コロナウイルス感染症の治療とわかるもの）」

- ・「PCR検査・抗原検査の陽性結果（市販の検査キットを除く）」
- ・「県・保健所等からの陽性診断確定メール」 など

入院を要する方

入院の
領収証など

重症化リスクがあり、
新型コロナウイルス
治療薬の投与または
新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方

診療明細書

妊婦の方

母子手帳など

- ▶ 療養期間が8日以上の場合は上記とあわせて、療養期間がわかる保健所等発行のお手元の書類をご提出ください。

【留意事項】

- ▶ 給付金の支払可否はご提出いただいた請求書や証明書類等により判断しますので、現段階でお支払いを確約するものではありません。また、みなし入院の取扱いは今後変更となる場合があります。

明治安田生命

本社 〒100-0005
東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111（代表）
ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

明治安田生命保険相互会社
公法人第二部法人営業第二部
TEL：03-5289-7145
担当：遠藤・青山・岡本・瀬川